

令和 6 年度

八軒下水道管投雪施設運転管理業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

# 八軒下水道管投雪施設運転管理業務 仕様書

## 第1章 一般事項

### 1 役務の概要

本業務は、西区八軒3条東5丁目付近環状通（二十四軒1条線）歩道内に設置の投雪口（2口）から投入された雪を下水道幹線にて融雪する施設における設備の運転操作・監視、施設の維持管理を行うものである。

### 2 履行場所

八軒下水道管投雪施設 西区八軒3条東5丁目（二十四軒1条線歩道内）

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。

### 5 運転管理期間（設定日数等）

以下の「投雪利用対応期間」及び「投雪運転日数」については、今年度の降雪量等により変動する場合があるので、委託者の指示に従い日数の変動に対応すること。

なお、投雪計画表は、原則、投雪日の4日前には連絡するが、急な投雪の実施など、計画の変更があった際にも運転管理に必要な人員を確実に配置すること。

(1) 投雪利用対応期間は、概ね令和7年1月10日から3月5日までを基本とする。  
但し、週休日（週に1日）を除く。

(2) 投雪運転管理日数は、昼間15日、夜間10日とする。

(3) 投雪利用時間は、昼間9：00～16：30 夜間20：30～5：30を基本とする。

(4) 勤務時間は、昼間8：00～17：00、夜間20：00～6：00とする。（休憩1時間を含む。）

※投雪利用開始時までの準備作業と、投雪利用終了時の片付け作業は速やかに行うこと。

(5) 日常点検日数は、投雪利用期間内の25日を基本とする。

なお、日常点検は、投雪施設稼働回のみ実施するものとする。

(6) 週点検回数は、投雪利用期間内の9回を基本とする。

### 6 履行体制

#### (1) 業務責任者の配置

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から業務責任者を選定すること。

#### (2) 資格者等の配置

受託者は、本業務の遂行に必要な次に適合する資格者等を1名以上配置すること。

- ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- イ 電気工事士（免状の種類不問）
- ウ その他業務上で必要となる有資格者

## 7 業務の範囲

本業務の範囲は次号によるものとする。なお、詳細は第3章 業務の範囲に関する事項による。

- (1) 監視棟（仮設プレハブ）の設置
- (2) 運転開始前準備作業
- (3) 投雪施設の運転操作・監視業務
- (4) 施設の維持管理業務
- (5) 運転終了時作業
- (6) 緊急時対応
- (7) 関係箇所との連絡調整

## 8 安全衛生・安全対策

受託者は、労働安全衛生法に基づき、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。なお、次号については、特に注意すること。

- (1) 本業務は夜間作業・昼間作業または昼夜連続体制となるため、業務に従事する職員の労働環境・疲労などによる事故を未然に防止するよう十分留意すること。
- (2) マンホール内作業または下水道管内等の管渠内作業を行う場合、事前に槽内の換気を十分に行い、酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定を行い、測定記録と作業記録を整理し保存すること。なお基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。
- (3) 各作業における機器操作時は巻き込み・落下・交通安全・車両の駐車等には十分注意をすること。特に下水道管内及びその上部で作業する際は、墜落制止用器具の着用や工具等の落下防止対策を行うこと。

## 9 業務従事者の服装

業務に従事する職員の服装は、業務遂行のための適切なものとし、業務従事者であることが明確となるようにすること。

## 10 諸官庁への手続

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な諸官庁への手続きを委託者の承諾を得て適切に行うこと。
- (2) 監視棟設置等の作業を開始する際には、道路使用許可等の必要な許可を受けた上で走行車両および歩行者に対する事故防止に留意し、標識等を配置するなど安全な作業環境の確保を行うこと。

## 11 室内の清掃及び廃棄物の処理

投雪施設稼働中の道路上、投雪口付近、監視棟の整理整頓に努め、廃棄物等を適切に処分すること。

## 第2章 書類・報告書等の提出

### 1 業務計画書（契約後、速やかに提出すること）

- (1) 業務責任者等指定通知書（業務責任者に関わる経歴書、資格免許証写し、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等））
- (2) 業務工程表
- (3) 緊急連絡体制表
- (4) 業務管理体制表
- (5) 資格者一覧表

### 2 業務の完了時に提出する書類

提出書類の様式・内容については事前に委託者に確認し、遺漏が無いよう留意すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務日誌一式
- (3) 点検日誌（日常点検、週点検、定期点検、簡易故障修理、融雪開始前・終了時点検、整備内容）一式
- (4) 写真類（運転管理、整備等記録写真ほか）一式
- (5) 故障・修繕履歴記録、施設内収納保管表、修繕要望・提案書
- (6) 酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定記録（写）一式
- (7) 委託者の指示による書類、その他必要な書類 一式

### 3 その他

受託者は、前項1、2に示す書類・報告書等のほか、運用期間中を含め委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

## 第3章 業務の範囲に関する事項

受託者は、次号に従い適切な運転操作・監視及び保守管理を行うこと。

### 1 監視棟設置に関する事項

監視棟の仕様（内装関連品は、リース品相当とする）

- (1) スーパーハウス 60 型（監視室）とスーパーハウス 45 型（休憩室）を設置すること。
- (2) 監視棟の設置期間は、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。（121 日間）
- (3) 簡易トイレ（NUT O 3 相当、清掃及び不凍液補充を行うこと）を設置する。
- (4) 物置ハウス（1,800×3,600×2,325(CT-20) 軽量鉄骨、シャッター付き相当）を設置する。
- (5) 監視棟の本体外装及び内装仕上げ仕様は下表の参考仕様を基本とする。なお、詳

細は委託者に確認すること。

- (6) FF ストーブ等の暖房器具や流し台を設置し、監視員の作業環境整備を行う。
- (7) 強風時においても監視棟が転倒等することの無いよう防止策を施すこと。
- (8) 業務に関する連絡、調整のために使用する電話回線の開設及び電話機・Fax を設置すること。
- (9) 監視棟内に熱感知式機械警備の設置や警備会社経由の通報体制を確立するなどし、受託者の責任において監視棟の維持管理を行うこと。

※参考仕様

|       | 項 目            | 仕 様                                                 |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------|
| 本体・外装 | 寸法             | スーパーハウス 60 型、45 型                                   |
|       | 構造/屋根          | 角型鋼/長尺カラー鉄板平成ルーフ葺                                   |
|       | 外壁             | 金属サイディングボード                                         |
|       | 窓<br>(アルミサッシ)  | 5 箇所程度                                              |
|       | ドア<br>(アルミサッシ) | 2 箇所程度                                              |
| 内装仕上げ | 床              | 下地：ポリウレタンフォーム、ベニヤ<br>仕上：タイルカーペット約 30 m <sup>2</sup> |
|       | 壁・天井           | 下地：グラスウール（壁面積約 79 m <sup>2</sup> ）<br>仕上：プリント合板     |
|       | 給気口/電動換気扇      | 各 1 個以上                                             |
|       | 照明             | LED 灯 4 灯程度（作業に支障がない照度を確保）                          |
|       | コンセント          | 9 箇所程度（機器の設置に支障がないこと）                               |
|       | FF ストーブ排気口     | 2 箇所（各 1 箇所/棟）                                      |

## 2 運転開始前準備作業

受託者は、融雪管の投雪作業を開始する前に、次の事項及び別添 1 に基づく運転開始前点検を行い、運転に支障の無いよう努めること。

- (1) 堰室機器施設の洗浄、新川融雪槽（西区八軒 9 条西 7 丁目 新川水処理センター場内。以下同じ。）より搬出したスクリュウポンプの設置、堰及び雪塊破碎装置の設置のほか、運転及び下水道管の通水に支障の無いよう処置すること。
- (2) 電源設備の点検及び電源の投入等
- (3) 投雪蓋及び新川融雪槽より搬出した I T V カメラの装置、その他関連装置等の開設準備と動作確認。
- (4) 投雪開始日に合わせてヤード管理業者及び雪搬入作業関係者との事前打合を十分に行い、安全対策のほか、効率的な運転方法について検討すること。
- (5) 安全・保安資機材の事前点検、動作確認等を行うこと。
- (6) 車両台数計測装置の動作確認立ち会い。なお、車両台数計測装置の据付・動作試験は別途発注の業者が行う。

### 3 投雪施設の運転操作・監視業務

操作に必要な各機器の取扱説明書・運転管理マニュアル(別添2、以下「マニュアル」という。)等に基づき、投雪施設の運転操作及び監視に係る一切の業務を行う。

- (1) 監視棟における監視操作、記録
- (2) 投雪現場における操作・作業等、記録
- (3) 各種管理日報の作成と報告
- (4) 投雪施設の利用期間中の運転操作・監視体制は、次に示す人員を配置すること。  
    昼間の受入体制     3人体制とする。  
    夜間の受入体制     3人体制とする。
- (5) 堰前の雪塊状況により堰上げ操作を行い、効率的な運転に努めること。
- (6) 融雪送水路(管渠)等に付着する雪氷が水流の支障となる場合は、その雪氷を除去すること。
- (7) その他、受託者は融雪管の稼働に伴って生じる場内の作業で、委託者の指示するものについて実施すること。
- (8) 投雪施設流出水の水質を把握する必要がある場合には、別途発注となる試料採取作業について委託者の指示に従い協力すること。

### 4 施設の維持管理業務

保守管理項目及び保守内容(別添1)に基づき、電気・機械設備に係る一切の維持管理業務を行う。

#### (1) 保守管理業務

ア 電気、計装設備、機械設備、車両台数計測装置の日常点検、週点検、定期点検、臨時点検、簡易故障修理、融雪開始前点検、融雪終了時点検及び整備並びに報告を行う。

なお、保守管理に必要な工具・試験機器等は受託者が用意するものとし、点検や小修理等軽微な修繕に使用する消耗品類は受託者側の負担とする。

イ 保守管理の対象施設及び保守内容は、別添1に示すとおりとし、その周期は以下のとおりとする。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (ア) 日常点検    | 投雪日1回     |
| (イ) 週点検     | 週1回       |
| (ウ) 定期点検・保守 | 投雪利用期間中2回 |
| (エ) 運転開始前点検 | 運転開始前1回   |
| (オ) 運転終了後点検 | 運転終了後1回   |

なお、日常点検については、運転・監視と同日に行うものとし、昼間・夜間の両方が運転・監視となる場合は、どちらか片方で行うものとする。また、週点検は投雪の有無に関わらず、投雪利用対応期間中は毎週、実施するものとする。

#### (2) 清掃業務

堰室の清掃を行う。なお、施設内は常に整理整頓を心掛けること。

#### (3) 除雪業務

監視棟玄関前など本業務の遂行に必要な部分の除雪を行う。

## 5 運転終了時作業

受託者は、投雪施設の投雪作業が完了し施設を休止する前に、次の事項及び別添 1 に基づく運転終了時点検を行い、次期運用に支障の無いよう努めること。

なお、機器撤去及び搬入先は別表 1 を参照すること。

- (1) マニュアル等に基づく運転終了時点検。
- (2) 管渠内設置の堰を引き上げ、それぞれの堰室（3 箇所）に洗浄後収納すること。  
ただし、N0. 2 堰室の最下部の堰については、下水道河川局事業推進部発注の管内清掃時に引き上げるので、そのままにすること。
- (3) スクリューポンプは架台から取り外し、新川融雪槽へ搬入保管すること。
- (4) 雪塊破壊装置とスクリューポンプ架台については、管渠内上部に固定保管すること。
- (5) 監視棟内の機器設備（車両台数計測装置に係わる機器及びプレハブ賃借に係わる資機材を除く）及び電気配線類の取り外し後、新川融雪槽へ搬入保管すること。
- (6) 管渠内に設置されている I T V の取り外し（4 台）を行い、新川融雪槽へ搬入保管すること。
- (7) その他、終了作業として必要な事項の実施  
※なお、機材の搬入出には、交通誘導警備員を配置し安全に留意するとともに、クレーン装置付きトラックを使用すること。

## 6 緊急時対応

受託者は、融雪作業に重大な支障を及ぼす事故、故障等が発生した場合は、次号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 全停電、部分停電、重要機器故障、下水水温異常などにより、投雪作業が停止となる場合には、マニュアルの各異常時対応の各項に基づき、運転操作、応急処置、緊急連絡を行うとともに、その復旧に努めること。
- (2) 故障等で復旧が不可能な場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 委託者の要請により、点検または整備を行った場合は、それらの内容について口頭及び書面で速やかに報告すること。

## 7 関係箇所との連絡調整

受託者は、札幌市の道路設備課、雪対策室、関係区の維持管理課、排雪業者、新川水処理センターほか関係機関との間で連絡を緊密に保ち、作業の変更等の連絡調整を行うこと。

# 第 4 章 その他

## 1 業務上の指示

施設の維持管理業務にあたり、業務遂行に必要となる事項について委託者が指示する場合は、その指示に従うこと。

## 2 費用負担等

- (1) 電気料金（動力・電灯）、水道料金は委託者が負担する。
- (2) 監視棟の管理と費用負担
  - ア 監視棟の設置費（備品を含む）と撤去費及び期間の賃借料は受託者負担とする。
  - イ 電話回線の開設に係る費用及び電話使用料金は受託者が負担する。
  - ウ 監視棟電気配線等の穴開けと軽微な破損・損傷のほか、不測の事故等処理のために必要な補償を行うものとし、これを受託者負担とする。

## 3 疑義の解釈

- (1) 本仕様書において疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 諸事情により設計数量等に著しく変動があった場合は、契約書に示す事項のほか、委託者と受託者が協議し、円滑な執行ができるように努める。

## 4 損害賠償について

受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。

## 5 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 日常点検業務

前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

## 6 環境に配慮した業務履行について

- (1) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。

## 7 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 運転終了後の機器撤去及び搬入先

| 品 名         | 数量  | 仕 様                                             | 保管場所  |
|-------------|-----|-------------------------------------------------|-------|
| 水中スクリーポンプ   | 2 台 |                                                 | 新川融雪槽 |
| 堰           | 1 式 | No. 1 堰室用 3 段<br>No. 2 堰室用 5 段<br>No. 3 堰室用 6 段 | 堰室内   |
| 雪破碎用水中ポンプ   | 1 台 | 放水用ホース及び開閉器含む                                   | 新川融雪槽 |
| 車両台数計測装置    | 1 式 |                                                 | 同上    |
| ITV カメラ装置   | 4 台 |                                                 | 同上    |
| ITV コントローラー | 1 式 |                                                 | 同上    |
| 引込み電気配線     | 1 式 | 屋外配線接続盤から<br>監視棟内接続盤までの配線                       | 同上    |
| 分電盤         | 1 式 | 監視棟内設置の盤                                        | 同上    |

※新川融雪槽 西区八軒 9 条西 7 丁目 新川水処理センター場内

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

#### （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

- 第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

- 第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等) .....

(代表者氏名) .....

工事等名称: .....

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出  
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者) .....

(保護管理者) .....

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック) .....

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 秘密保持誓約                           |
|-----|-----|-----|----------------------------------|
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。



【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 受託業務名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 受託期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 対象期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 安全管理対策の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。<br/>また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。</p> <p>(1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり）</p> <p>(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）</p> <p>(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）<br/>○（発生した場合）事件・事故の状況：</p> <p>(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）<br/>○（実績ある場合）概要：</p> <p>(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）</p> |  |
| 2 その他特記事項等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |